(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をウズベキスタン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年二月二十七日にタシケントで

ウズベキスタン共和国駐在

日本国特命全権大使　黒田義久

ウズベキスタン共和国

第一副首相兼財務大臣

ルスタム・アジモフ閣下

（ウズベキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をウズベキスタン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年二月二十七日にタシケントで

ウズベキスタン共和国

第一副首相兼財務大臣

ルスタム・アジモフ閣下

ウズベキスタン共和国駐在

日本国特命全権大使　黒田義久

○外務省告示第六十四号

平成二十四年二月二十八日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第六十五号

平成二十四年二月二十八日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第六十六号

平成二十四年二月二十九日にマジュロで、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日本側　加島章好在マーシャル臨時代理大使

マーシャル側　フィリップ・Ｈ・ムラー外務大臣

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第六十七号

平成二十四年二月二十九日にキンシャサで、コンゴ民主共和国における「北キブ州の鉱物資源手採掘地域における平和の定着計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　北キブ州の鉱物資源手採掘地域における平和の定着計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億千万円

3　署名者

日本側　冨永純正在コンゴ民主共和国大使

国際連合開発計画側　フィデル・サラソロ在コンゴ民主共和国事務所代表

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第六十八号

平成二十四年三月一日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における「ペシャワール・トルハム間道路沿線のアフガニスタン難民受入コミュニティにおける社会的連帯及び平和構築計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ペシャワール・トルハム間道路沿線のアフガニスタン難民受入コミュニティにおける社会的連帯及び平和構築計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　九億九千六百万円

3　署名者

日本側　河野章在パキスタン臨時代理大使

国際連合開発計画側　田中敏裕在パキスタン事務所長

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第六項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用することとしたので、同項の規定により公表する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、多様な人材や社会資源の活用等を図りながら、介護予防及び日常生活支援のための事業を総合的に行うことができる事業である。

介護予防は、被保険者（第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及び要支援者である第二号被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）の要介護状態等（要介護状態又は要支援状態をいう。以下同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであり、単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものである。また、日常生活支援も、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、介護予防と一体的に実施することにより、効果が発揮されるものである。介護予防・日常生活支援総合事業は、これらの特性を持つ介護予防のためのサービスと日常生活支援のためのサービスとを総合的に提供することにより、被保険者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。

また、介護予防は、一次予防（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することをいう。以下同じ。）及び三次予防（要介護状態等にある者の要介護状態等の改善や重度化の予防を行うことをいう。以下同じ。）とに大別される。

介護予防・日常生活支援総合事業は、このうちの一次予防、二次予防及び要支援者に対する三次予防を総合的に実施するものであるが、その実施に当たっては、予防給付（法第十八条第二号に規